

2022年1月14日

投資家の皆さまへ

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

## 米国優先リートファンド (為替ヘッジあり) / (為替ヘッジなし) 繰上償還(予定)に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社が委託会社として運用を行っております標記の投資信託につきまして、下記の通り繰上償還を実施させていただく予定ですのでお知らせいたします。

敬具

記

### 1. 対象となるファンドの名称

米国優先リートファンド(為替ヘッジあり)

米国優先リートファンド(為替ヘッジなし)

### 2. 繰上償還予定日

2022年3月30日

なお、繰上償還の可否は、2022年2月17日実施の書面決議にて決定されます。

### 3. 繰上償還の理由

「為替ヘッジあり」

実質的な運用を行う「フィデリティ・米国優先リートマザーファンド」においては、足元の市場環境下で継続的な資金流出に備えて現金の保有比率が従前より高水準となっております。加えまして、信託約款の繰上償還規定の「受益権の口数が10億口を下回る」状態が継続していることから、運用の基本方針に従った運用を続けることが困難となっております。そのため、信託期間中ではありますが運用を終了させ、お預かりした資産をお返すことが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、繰上償還の実施をご提案す

るものです。

「為替ヘッジなし」

実質的な運用を行う「フィデリティ・米国優先リートマザーファンド」においては、足元の市場環境下で継続的な資金流出に備えて現金の保有比率が従前より高水準となっております。その結果、本来の運用をご提供することが難しい状況が継続しており、信託約款の繰上償還規定である「やむを得ない事情が発生」しているものと判断し、繰上償還の実施をご提案するものです。

#### 4. 留意事項

2022年1月17日現在の受益者の方には、2022年1月18日より「議決権行使書面」等を販売会社よりお送りします。2022年1月17日現在の受益者の方で、本繰上償還にかかる議決権行使書面が郵送されてこない場合は、購入された販売会社の本支店等にご連絡ください。

なお、2022年1月14日以降、お申し込みいただき、これに伴い取得された受益権につきましては、本件に関する書面決議の議決権はございません。

また、書面決議において繰上償還を行うことが可決された場合においても、組入有価証券等の相場変動等の影響を受け、基準価額は変動することがあります。また、償還準備のため、組入有価証券等を早期に売却することがありますが、この場合、投資対象資産の時価が上昇しても基準価額は上昇しませんので、ご注意ください。

以上の点をご了解の上、ご購入いただきますようお願い申し上げます。

以上

<本件に関するお問い合わせ>

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-88-2976

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

<お客さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ>

お取引先の販売会社にお問い合わせください。